

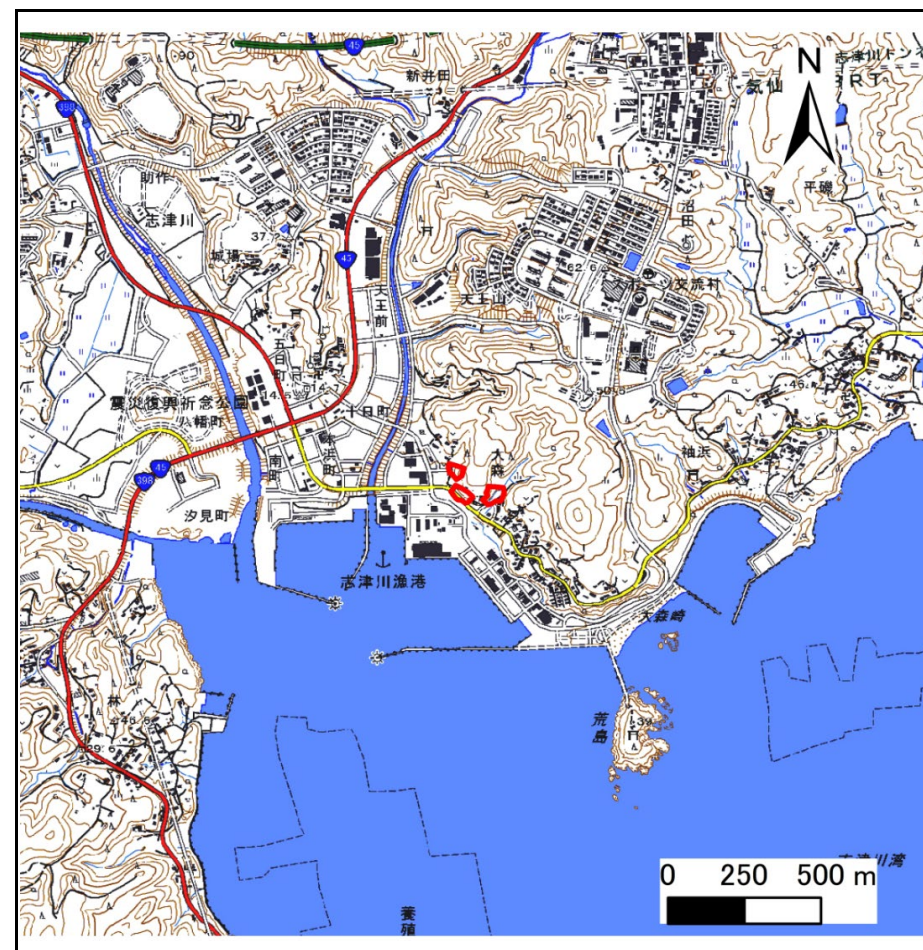
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第152号
告示年月日	令和5年3月14日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1101
箇所名	大森
所在地	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町
調査機関	宮城県気仙沼土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 111」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

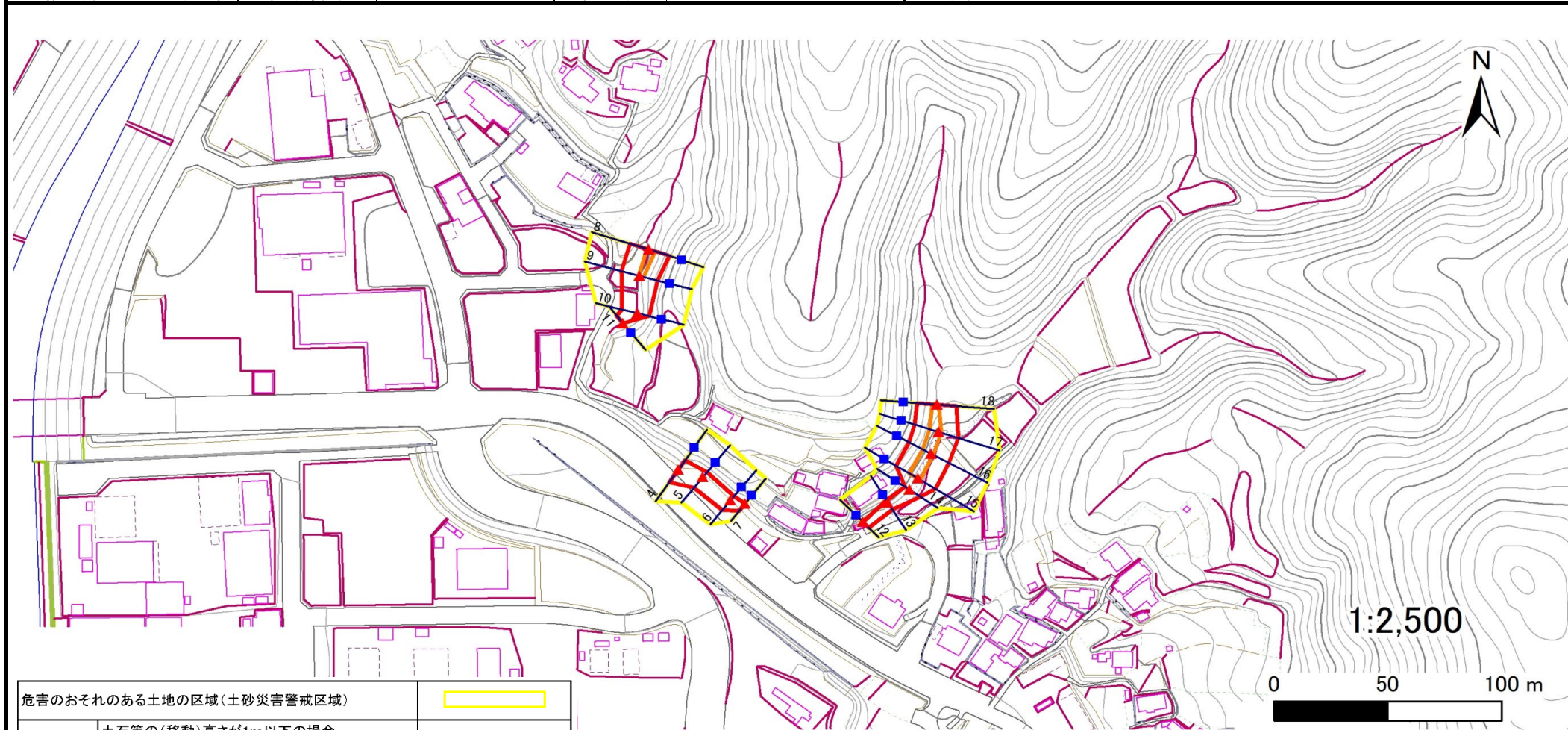
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第152号
告示年月日	令和5年3月14日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1101	箇所名	大森	所在地	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町
---------	------	----------	-----	----	-----	--------------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第152号
告示年月日	令和5年3月14日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1101	箇所名	大森	所在地	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2																
2 ~ 3																
3 ~ 4																
4 ~ 5	-	-	88.4	1.0	-	-	9.2	1.9								
5 ~ 6	-	-	78.8	1.0	-	-	9.5	1.9								
6 ~ 7	-	-	73.7	1.0	-	-	10.0	2.0								
~																
8 ~ 9	112.4	1.0	100.0	1.0	-	-	12.0	2.4								
9 ~ 10	-	-	100.0	1.0	-	-	12.0	2.4								
10 ~ 11	-	-	92.4	1.0	-	-	9.3	1.9								
~																
12 ~ 13	-	-	47.1	1.0	-	-	12.2	2.5								
13 ~ 14	-	-	72.7	1.0	-	-	12.2	2.5								
14 ~ 15	-	-	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3								
15 ~ 16	118.5	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3								
16 ~ 17	117.0	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3								
17 ~ 18	117.0	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3								
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																